

はじめに

令和 4 (2022 年) 年 4 月に成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることを見据え、 若年者の消費者被害防止のため、消費者教育を実施し、消費者として自立した自主的・合 理的な判断や行動ができる実践的な力を習得することが喫緊の課題となっています。

大阪府消費生活センターでは、平成 29(2017)年 2 月に作成した消費者教育教材「身近な事例で学ぶ!高校生向け消費者教育教材『めざそう!消費者市民』〜授業ですぐ使えるワークシート付き〜」(以下、『めざそう!消費者市民』という)を活用し、府立高等学校及び支援学校の中から「大阪府消費者教育推進モデル校」を指定し、本教材を活用したモデル授業を実施しています。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため4月から5月下旬まで休校後、府立高等学校1校及び府立高等支援学校1校でモデル授業を実施しました。また、新たにモデル的な授業として、私立高等学校において近畿財務局とコラボレーションしオンラインでの授業を実施しました。

これらの内容について、ご担当いただいた教員の方々に執筆していただき、実践事例集 としてとりまとめました。「家庭科」や「公民科」、「情報科」などの授業はもとより、生徒の生 活指導に際しても、本書をご活用ください。

本実践事例集が府内の学校における消費者教育の普及促進や充実の一助となることを願っています。

本書について

- 本書を参考にして、準備に多くの時間をかけることなく授業を行っていただけるよう、構成について 工夫しています。
- 本書は、大阪府消費生活センターホームページに掲載します。また、本書に掲載された授業プリント 等(A ~ F)は、電子データをダウンロードすることができますのでご活用ください。
- 大阪府消費生活センターは、学校への出前講座や消費者教育の授業の実施実務経験を有する外部講師の派遣事業も実施していますので、本書の内容の講座を行うこともできます。
- 大阪府消費生活センターでは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整を する役割を担う「消費者教育コーディネーター」を設置しています。消費者教育授業の実施や教材の 作成・活用についてご相談ください。

令和 3(2021)年 2 月

大阪府消費生活センター



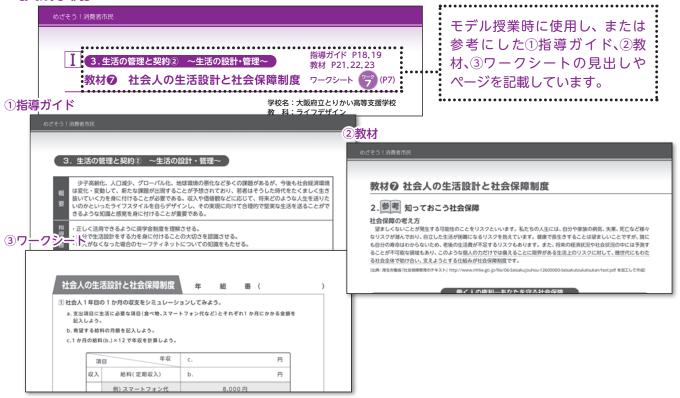
(以下参考の、「めざそう!消費者市民」の5つのカテゴリー中、 11の教材からひとつ選択して実施) (3. 生活の管理と契約②) ~生活の設計・管理~) 教材の 社会人の生活設計と社会保障制度 大阪府立とりかい高等支援学校 教諭 金田 裕介・・・・・・・・・・・・・・・ 4 Ⅱ 4. 情報とメディア ~情報リテラシー~ 教材の SNS |金融経済教育 (近畿財務局) と消費者教育 (大阪府消費生活センター) のコラボレーション授業 関西学院千里国際高等部 公民科···································20 モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシート モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシートの目的・使い方・・・・・・28 4. 情報とメディア ~情報リテラシー~ 教材の SNS………30 简 S N S ············35 参老 「めざそう!消費者市民」目次 1. 商品の安全 ~安全の理解・危険の回避~ (4.情報とメディア ~情報リテラシー~) 指導ガイド ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 指導ガイド ・・・・・・・・・・ 24 教材● 健康食品 (ダイエット食品) · · · · · 6 教材③ ネットショッピングと電子マネー ・・・・・・・・ 26 教材❷ 製品 (カラーコンタクトレンズ)・・・・・・8 教材ூ 著作権・肖像権 ・・・・・・・・・・・・ 27 教材❶ SNS ····· 28 (2. 生活の管理と契約① ~ルールや約束、契約の理解・選択~) (5. 消費者市民社会の構築) ~持続可能な消費の実践~) 指導ガイド ・・・・・・・・・・・ 10 指導ガイド 30 教材❸ 若者によくある消費者被害 ・・・・・・・・12 教材❹ 稼げないアルバイト ・・・・・・・16 教材● 消費者市民社会ってな~に? ・・・・・・・32 教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化 ・・・・・・ 17 大阪府消費生活センターHP 3. 生活の管理と契約② ~生活の設計・管理~ 指導ガイド ・・・・・・・・・ 18 めざそう!消費者市民 教材⑥ 奨学金制度 ・・・・・・・・・・20

http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/kyouzai28.html

本書の見方

実践事例の見出しと『めざそう!消費者市民』の①指導ガイド、②教材、③ワークシート(P3参照)の関連を下図に示します。

[実践事例]



実践事例の構成

本書に掲載した実践事例の構成は、以下のとおりです。(金融経済教育と消費者教育のコラボレーション授業を除く)

- 1 モデル授業実施計画
- 2 生徒(授業)の様子
- 3 具体的な展開
- 4 配付資料・教材等
- 5 評価のポイント
- 6 学習の成果と課題
- 3具体的な展開、6学習の成果と課題、7アンケートの回答、生徒から出た意見や反応などでは、各校教員が授業をするうえで、工夫した点やアレンジした点、生徒たちの反応なども記載しています。4配付資料・教材等では、授業時に使用した資料・教材等を記載し、これらのホームページのURLを記載することにより、内容等を確かめることができるようにしています。実践事例集を授業の組立てや学習指導案作成の参考資料として役立てていただければ幸いです。
- 7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など
- 8 本教材を活用した授業を終えて

ダウンロードリスト

Α	授業プリント(大阪府立とりかい高等支援学校)	Ρ	8
В	消費生活相談窓口リーフレット(大阪府消費生活センター)	Р	8
C	グループ討論用紙(大阪府立藤井寺高等学校)	P1	15
D	授業プリント【契約と若者によくある消費者トラブル】	P2	22
Ε	授業プリント【成年年齢引下げと消費者トラブル】	P2	24
F	モデル授業をもとにしたワークシート	Ρ3	35

Ι

3.生活の管理と契約② ~生活の設計・管理~

指導ガイド P18,19 教材 P21,22,23

教材の 社会人の生活設計と社会保障制度

ワークシート



学校名:大阪府立とりかい高等支援学校

教 科:ライフデザイン 教諭名:T1 金田 裕介

T2 田村 英明

1 モデル授業実施計画

1. 題材について

本校は、知的障がいのある生徒が就労を通じた社会的自立を目的としている特別支援学校である。ライフデザインの授業は、職業に関する教科であり、「進路獲得に向けて取り組む単元」、「自己理解を深めるための単元」、「社会資源の活用や社会的なマナーを学習する単元」の3本柱で展開している。今回は「進路獲得に向けて取り組む単元」である。

本時は、企業に就職した際に自分がどのような社会保険に加入するのか具体的なイメージが持てることを ねらいとしている。本校の生徒がめざしている就労の条件は社会保障制度の全てに加入できるフルタイムの 勤務形態であり、本時では加入する雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険を学習することを基本とし、 障がいのある方が申請できる障害年金についても併せて学習する。

2. 題材の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・就なるでは、	・進路獲得および社会的自立 を見据え、就労面・生活面の 課題を設定し実践する力を 養う。	・進路獲得け、主体的に 実現にしよう。 ・保険の適用の質問に対 を変更の質問を考えができる。 ・保険である。 ・保険である。 ・保険の適切なでは、活用場面をイメットでは、 ・保険にある。 ・保険の話用ができる。

3. 題材の指導計画

進路獲得に向けて取り組む単元(全6時間)※1単位時間は45分

第1時	求人票の見方①
第2時	求人票の見方②
第3時	履歴書の書き方のポイント
第4時(本時)	就労に関する社会保険の種類と仕組みについて
第5時	職場定着に向けて活用できる支援機関について
第6時	進路先や支援機関への引き継ぎと個別の移行支援計画の活用について

4. 本時の目標

①職業生活に必要とされる実践的な知識を深め技能を身に付ける。

〔知識及び技能〕

②保険の適用範囲の質問に対して適切な例を考え発言ができる。

〔学びに向かう力、人間性等〕

③職業など卒業後の進路に必要となることについて理解を深める。

〔知識及び技能〕

④障害年金の受給のためには支援機関への相談が必須であることを理解する。

〔知識及び技能〕

⑤保険の活用方法の説明を聞き、活用場面をイメージしながら発言ができる。

(学びに向かう力、人間性等)

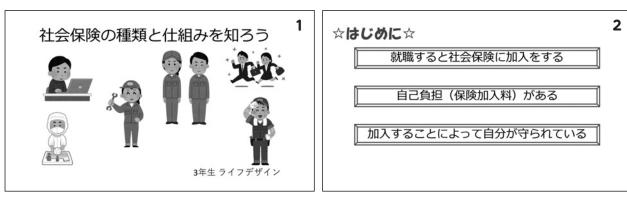
5. 本時の展開

時間	学習活動(生徒)	指導上の留意点 (指導者)	〔評価規準〕・(評価方法)	教材・教具
導入(5分)	・挨拶・前回までの振り返り・本時の説明を聞く。・授業プリント、参考資料を受け取る。	・本時の授業展開の見通 しを持たせる。 ・T2は机上に準備物があ るかどうか確認する。		
展開1(10分)	・就職したら加入する社 会保険の概要について、 プレゼンテーション資 料を見ながら確認する。	・加入保険の種類について、第2時の際に学習した内容を振り返り思い出させる。 ・T2は机間巡視する。	・職業生活に必要とされる実践的な知識を深める。(知識・技能) (授業中の発言等)	
展開	・【労災保険】保険料の負担の割合や適用範囲を確認しプリントに記入する。 ・【雇用保険】保険料の負担の割合や、失業保険の活用方法について確認しプリントに記入する。	・各保険において、保険料の自己負担があるのか、各保険の適用範囲、各保険の活用の仕方を理解させる。	・職業生活に必要とされる実践的な知識を深める。〔知識・技能〕 ・保険の適用範囲の質問に対して適切な例を考え発言ができる。〔主体	・テレビ ・パソコン ・プレゼンテー ション資料*1 (P6-7) ・授業プリント
2 (5分)	・【健康保険】保険料の負担の割合や、保険適用の範囲や医療費の負担額について確認しプリントに記入する。 ・【厚生年金】保険料の負担の割合や保険適用の開始時期について確認しプリントに記入する。	・授業の展開に沿って授 業プリントに正しく記 入ができるように、机 間巡視する。	的に学習に取り組む態度〕 ・保険の活用方法の説明を聞き、活用場面をイメージしながら発言ができる。〔主体的に学習に取り組む態度〕 (授業プリント) (授業中の発言等)	**2 (P8)

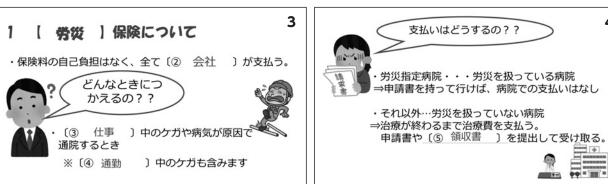
展開 2 (25分)	・【障害年金】申請をする タイミングや相談機関 を確認する。	・障害年金の申請については専門家からのアドバイスが必要であることを理解させる。・T2はそれぞれの生徒がプリントの記入ができているかどうか確認する。	・障害年金の受給のため には支援機関への相談 が必須であることを理 解する。〔知識・技能〕 (授業プリント)	
まとめ(5分)	・社会保険料控除について 参考資料を見て、実際 の控除額を確認する。 ・挨拶	・自分の得た給与から社 会保険料がどれくらい 引かれているのか、自 分を守るために活用さ れていることを理解さ せる。 ・T2は机間巡視する。	・参考資料の社会保険控 除金額の表を見て、具 体的な金額を知る。〔知 識・技能〕 (授業中の発言等)	参考 ・ (大阪労働局職 業安定課作成 社会保税特・ 所得額早見表) ・ 消費 生 月 ままます。 ・ 消費 ロット **3 (P8)

6. その他

※1 プレゼンテーション資料



4



6

8

10

12

2 [雇用] 保険について

・保険料の自己負担あり。〔② 会社 〕の方が多く負担。



どんなときにつかえる の??

・会社を〔⑦ 退職 〕して、次の就職先を探すとき【失業手当】など

5

7

9

11

13

失業手当をもらえる条件は??

・〔⑧ 離職 〕日(やめた日)以前2年間に11日 以上働いた月が12か月以上あること。

※特定受給資格者については加入条件が半分になる。



どのくらいもらえるの??

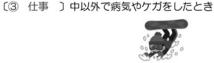
- 務めた年数や年齢、もらっていた給料の金額によってもらえる期間や金額が変わる。
- ・登録をした〔⑨ ハローワーク 〕へ申請をする。

3 【 健康 】保険について

・保険料の自己負担あり。〔② 会社 〕と半分ずつ支払う

どんなときにつかえるの??





支払いの金額は??

・医療費の〔⑪ 3 〕割を支払う。



Ø??

会社をやめたら保険はない

〔⑬ 国民 〕健康保険に加入する。

4 【 厚生年金 】保険について

・保険料の自己負担あり。健康保険と同じく〔② 会社〕と半分ずつ支払う



いつからもらえる??

・〔⑮ 定年退職 〕後、65歳?70歳? みなさん のころはどうなっているかな??



会社をやめたらどうする??

[16] 国民年金] 保険に加入する。

☆☆障害年金について☆☆

- ・20歳になると障害年金を受給できる可能性があります。
- ・2級を受給できれば、年間781,700円、
- 1級を受給できれば、年間977125円 (令和2年度)
- ・申請をすれば受給できるものではありません。
- ・地域の支援機関などに必ず相談しましょう。

5 最後に・・・

別紙の「社会保険料等・所得税控 除見込額早見表」で支払う保険料 を確認しよう!



☆まとめ☆

社会で生活するための仕組み(社会保障)はたくさんある!

社会保障の仕組みや支援機関の利用の仕方を理解することが大切!

「自立する」とは一人で生きていくことではない!

「自立する」とは社会保障の仕組みや支援機関に助けてもらいながら日常生活を送ること!

☆きとめ☆

身近な支援機関

※【 】障がい者就業・生活支援センター

※【 】消費生活センター ☎188
※別紙ブリントあり

困ったときは支援機関を頼りましょう!!

※【 】には、生徒自身の居住地の市町村名を記入

※2 授業プリント

3年生ライフデザイン

社会保険の種類と仕組みを知ろう

3年 組 名前

☆はじめに☆

就職をすると社会保険に加入をします。加入することで一部自己負担(保険加入料)をす ることになります。そして、自己負担をすることによってどのように自分が守られているの か知る必要があります。この授業では、就職をしたら加入する保険の種類について学習をし

1 (1) 〕保険について

保険料の自己負担はなく、全て〔② 〕が支払う。

どんなときにつかえるの??

〕中のケガや病気が原因で通院するとき · (3) * (4) 〕中のケガも含みます。

支払いはどうするの??

- ・労災指定病院・・・労災を扱っている病院 ⇒申請書を持って行けば、病院での支払いはなし
- ・それ以外…労災を扱っていない病院
- ⇒治療が終わるまで治療費を支払う。申請書や〔⑤

〕を提出して受け取る。

2 (6) 〕保険について

・保険料の自己負担あり。(② 〕の方が多く負担。

どんなときにつかえるの??

_____ 〕 して、次の就職先を探すとき【失業手当】など 会社を〔⑦

失業手当をもらえる条件は??

〕日(やめた日)以前2年間に11日以上働いた月が12か月以上あるこ

と。 ※特定受給資格者については加入条件が半分になる。

どのぐらいもらえるの??

務めた年数や年齢、もらっていた給料の金額によってもらえる期間や金額が変わる。

登録をした〔⑨ 〕へ申請をする。 〕保険について

・保険料の自己負担あり。(② 〕と半分ずつ支払う。

どんなときにつかえるの??

 (3) 〕中以外で病気やケガをしたとき

支払いの金額は?

〕割を支払う。

会社を辞めたら保険はないの??

〕健康保険に加入する。

〕保険について

・保険料の自己負担あり。健康保険と同じく、(2) 〕と半分ずつ支払う。

いつからもらえる??

〕後、65歳?70歳?みなさんのころはどうなっているかな??

会社を辞めたらどうする??

〕保険に加入する。 · [(15)

☆☆障害年金について☆☆

- ・20歳になると障害年金を受給できる可能性があります。
- ・2級を受給できれば、年間781,700円、1級を受給できれば、年間977125円 (令和2年度)
- 申請をすれば受給できるものではありません。
- ・地域の支援機関などに必ず相談しましょう。

5 最後に・・・

別紙の「社会保険料等・所得税控除見込額早見表」で支払う保険料を確認しよう。

社会保険を含めて、社会で生活をするための仕組み(社会保障)は、たくさんあります。 自立をするために社会保障の仕組みや支援機関の利用の仕方を理解することが大切です。 「自立する」とは一人で生きていくということではなく、社会保障の仕組みや支援機関に 助けてもらいながら日常生活を送っていくことです。

<解答>

⑦退職 ⑧離職

①労災 ②会社 ③仕事

④通勤 ⑤領収書 ⑥雇用

9ハローワーク ⑩健康 ① 3 ②国民 ③厚生年金 (4)定年退職 (15)国民年金

A 授業プリント(大阪府消費生活センターHPからダウンロードすることができます)

※3 消費生活相談窓口 リーフレット



B 消費生活相談窓口リーフレット (大阪府消費生活センターHPからダウン ロードすることができます)

2 授業の様子



3 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①第1時・第2時の求人票の見方の説明時に、社会保障制度の仕組みについて少し触れ、本時では復習を兼ねて、さらに深い学びとなるように工夫した。
- ②それぞれの社会保障で活用の仕方が異なり、すべてを伝えるのは時間的にも生徒の理解力を考慮しても難しいので、卒業後の生活の実態に合わせてポイントを絞って教材づくりをした。具体的には、労災保険については、病院での支払いを中心に説明し、実際に職業体験を思い出させて、どのような時にケガをする可能性があるか、一人ひとりに体験に基づき、自分にもケガをする可能性があることを考えさせ、知識として定着するように図った。また、通勤途中の事故についても、具体的に寄り道を例示して、支払われる例・支払われない例を示した。雇用保険については、失業保険を中心に説明し、失業保険は、自分自身で手続きしなければならないこと、学校の先輩の話などを伝え、自分の生活を守るために必要であることを繰り返し伝えた。健康保険については、労災保険の適用時とどのように異なるかを示して、必要性を伝えた。厚生年金については、仕事を続けることのメリットや、障害年金について解説し、自身で手続きする必要性と、また、支援機関へ相談することの大切さについても言及した。
- ③軽度とはいえ、知的障がいを有する生徒たちなので説明を聞きながらプリントに記入することは難しい。 そのため、説明する場面とプリントに記入する場面を分けた。
- ④プレゼンテーションソフトを使用することにより板書をする時間を短縮させ、45分の短い時間を有効活用 した。生徒が集中できるように、アニメーションは必要最小限とした。
- ⑤それぞれの生徒が体験した企業での実習の作業場面をイメージさせることにより、労災保険の適用範囲の 発言を促すことができた。
- ⑥コロナ禍で机を向かい合わせて、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れることが難しいため、生徒の 発言の機会を増やし、自分のこととして考えるよう促した。

4 配付資料·教材等

大阪労働局職業安定部職業安定課作成 社会保険料等・所得税控除見込額見表 (参考健康保険・厚生年金保険の保険料額表)

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~/media/Files/shared/hokenryouritu/r2/ippan_3/r20927osaka.pdf

- プレゼンテーション資料*1 (P6-7)
- 授業プリント^{※2 (P8)}
- 消費生活相談窓口リーフレット*3 (P8)

5 評価のポイント

社会保障制度に関わる知識を理解し、各社会保険の利用方法や支援機関について、正確に授業プリントに 記入ができているかどうか。また、教師の例をヒントに、各社会保険を利用する場面を自分事として考え、 趣旨に沿った発言ができているかどうか。

6 学習の成果と課題

①学習の成果

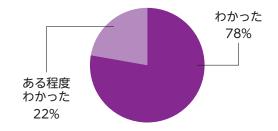
社会保障制度の内容を考えると、生徒が授業内容のすべてを理解することは難しいと考えている。ただ、生徒のアンケートの結果から、本時で伝えたかった「自分が社会保障制度で守られていること」「自立とはさまざまな助けを受けながら社会で生きていくこと」の2点は伝わったのではないかと感じている。内容が難しく全生徒が理解できたとは考えにくいが、記入プリントを全て記入することにより、卒業後、実際に社会保険の適用場面に直面した際に確認できる授業ファイルを作成することができた。

2課題

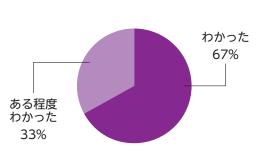
コロナ禍で授業の回数が減ったことで、内容を詰め込み過ぎてしまった。生徒の実態を考えると2時間もしくは3時間使って丁寧に学習を進めるべきだった。時間を確保することができれば、社会保険を活用する場面が想定された動画教材を使用するなどして、さらにイメージを膨らませることができたのではないかと考える。また、グループワークに代えて、質疑応答して授業を進行したが、すべての質問に対して、一人ずつ丁寧に回答を求めることは、今年度は時間的に厳しかった。

7 アンケート回答、生徒から出た意見や反応など(回答数 9人)

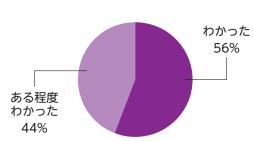
i) 社会保障の仕組みとして、労災保険・雇用保険・ 健康保険・厚生年金保険という制度があること がわかりましたか。



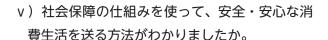
ii) 授業プリントはわかりやすかったですか。

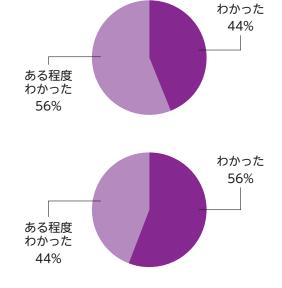


iii)「自立する」とは一人で生きていくことではなく、社会保障の仕組みや支援機関に助けてもらいながら日常生活を送ってくことであるということがわかりましたか。



iv) 消費者トラブルに巻き込まれたら、消費生活 相談窓口や消費者ホットライン(188) に相談 できるということがわかりましたか。





※アンケートについて、授業時間内に記入することが難しかったため、同日のホームルームで行った。

3 消費者教育教材を活用した授業を終えて(活用してよかった点、生徒の様子など)

消費生活センターからいただいた社会保険についての資料を参考にプレゼンテーションデータを作成した。 挿絵などを活用することにより、生徒たちが内容のイメージを持ちやすくなった。

新型コロナウイルス感染症の影響でグループワークが実施できなかったので、生徒たちの発言機会を増やすために質問を多用した結果、生徒たちからは、「労災の適用場面や健康保険の適用場面はどのようなときか」などの質問に対して多くの発言があり、ある程度社会保険を活用するイメージが持てたのではないかと感じた。アンケートに対しても真摯に取り組み、大切なことを学んでいることを理解してくれていると感じる。また、消費生活相談窓口のリーフレットを配付することで、身近に相談できる窓口が存在することが理解できたと思う。

来年度は、グループワークなどのアクティブ・ラーニングを取り入れ、社会保険を活用する場面が想定されるような動画教材を活用して、生徒がさらにイメージを膨らませ、社会保障制度の仕組みの理解を促せるよう授業を行っていきたい。

消費生活センターよりひとこと

生徒が就労して自立した消費者として社会生活を営むために、社会保障制度を理解し、適用範囲や活用方法について知識を習得することは大切なことです。生徒にわかりやすく説明するため、保障が適用される事例を、生徒が経験した実習等から思い出させたり、現実によくある事例を用いて自分ならどうするか考えさせたりするなど、自分の事として興味を持って取り組めるように授業を工夫していただきました。また、卒業後、就職して実際にその場面に直面した場合の対処法を、授業プリントを振り返って対応できるよう内容をまとめていただきました。消費生活センターにおいても府内の支援学校で活用いただける教材の紹介や教材の作成支援に取り組んでいきます。

なお、教科の評価規準は、特別支援学校の職業の新学習指導要領に沿って記載していただきました。

 $lap{II}$

4.情報とメディア ~情報リテラシー~

教材® SNS

指導ガイド P24,25 教材 P28,29

ワークシート



学校名:大阪府立藤井寺高等学校

教 科:情報科 教諭名:松田 忠子

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

「情報リテラシーに関する授業」について考えた際、現在の高校生は大人では太刀打ちできないほどのスキルや知識をもち、幼い頃からリテラシーの授業も "繰り返し"受けている。

しかし、今も SNS やインターネットに関する事件はなくなるどころか低年齢化し、増え続けている。

本校は優しく真面目で高校生らしい明るさをもつ生徒が多く、休日も地元で過ごす生徒がほとんどである。そのため、大きなトラブルに巻き込まれることも少なく、その半面で危機感をあまりもたない危うさがある。 些細なトラブルが起きることもあるが、大抵が危機感の無さに起因している。マスメディアで報道されるトラブルとは遠いところに自分たちがいると考えている生徒たちに、自分事として考える機会を与えるために本教材を活用した授業を実施することとした。また、日ごろから交流のある近隣の小学校との連携を図り、スマートフォンを初めてもつ世代に SNS 利用時の注意点を伝えることで、生徒の活動の幅に広がりをもたせる。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・身近な問題点を認め、 気づき、どうすればいいのか具体的なプランを考えている。・問題を自分事としてとらえ、周囲とコミュがら粘り強く問題に取り組んでいる。	・問題を分析し、解決に ついて考え、説明する ことができる。	・情報を収集・整理する ことができる。 ・SNS の利便性と危険 性、トラブルの対処法 について発表すること ができる。	・SNS の利便性と危険性 について理解している。 ・文書作成、検索技能等、 学んだことを幅広く活 用できている。

3. 題材の指導計画

スマートフォンを初めてもつ世代にSNS利用時の注意点を伝える(全4時間)※1単位時間は50分

第1時 「SNS」について考える 世界の事件簿

第2時 「SNS」について考える 身近で起きた小さな事件簿

夏休み宿題 「SNS」について考える 調べ学習 ポスター制作

第3時 「SNS」について考える 作品発表

第4時 「SNS」について考える 投票結果発表とまとめ (本時)

4. 本時の目標

●情報を収集・整理することができる。

(技能)

●問題を分析し、解決について考え、説明することができる。

〔思考・判断・表現〕

●文書作成、検索技能等、学んだことを幅広く活用できている。

〔知識・理解〕

●問題を自分事としてとらえ、周囲とコミュニケーションを図りながら粘り強く問題に取り組んでいる。

〔関心・意欲・態度〕

5. 本時の展開

※モデル授業 (本時)では、事前に web 上に掲載したポスターの投票結果とまとめを行ったため、本時に至るまでの第1時~第3時までの展開も記載しています

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	〔評価規準〕・(評価方法)	教材・教具
第 1 時	・SNSの危険について認 識する。	・世界中で起こった「SNS の事件」のスライドを見 せ、危険を理解させる。	・SNSの利便性と危険性 について理解してい る。〔知識・理解〕	・スライド ・パソコン ・パワーポイント
第2時	 ・身近なSNSの危険性について認識する。 ・各自が書き出した問題点を、グループで、一つに絞る。 ・グループにの対策についた問題点う。 ・グループを話し合う。 ・グルところを話し合う。 	 ・SNSの問題点 ・おいる。 ・おいる。 ・おいる。 ・おいる。 ・おいるをさせる。 ・おきないのでのはいかとする。 ・おきいのでのはいかにはいいからいでのはいいからいでのはいいからいでのはいいからいでのはいいからいではまりである。 ・おきないのでのはいいからいではまりである。 ・ないるではいいからいのはいからいのではいいからいのではまりではまりではまりではまりではまりではまりではまりではまりでは、ののようにはいいからいでは、 ・ないるのは、 ・ないるのは、 ・ないのようにはいいからいのようにはいいからいますがある。 ・ないるのは、 ・ないのは、 ・ないのは、 ・ないのは、 ・ないのは、 ・ないるのは、 ・ないるのは、 ・ないるのは、 ・ないのは、 ・ないのは、<!--</th--><th>・SNSの利便性と危険性 について理解して る。〔知識・理解〕 ・問題を分析し、解決に ついて考え、説明する ことができる。〔思考・ 判断・表現〕(グループ 討論用紙*1 (P.15) グルー プ活動の様子)</th><th>・A4用紙 ・パソライゼンイン・プロックの ・アンフリー・グル紙^{*1 (P.15)} ・パワーポイント</th>	・SNSの利便性と危険性 について理解して る。〔知識・理解〕 ・問題を分析し、解決に ついて考え、説明する ことができる。〔思考・ 判断・表現〕(グループ 討論用紙*1 (P.15) グルー プ活動の様子)	・A4用紙 ・パソライゼンイン・プロックの ・アンフリー・グル紙 ^{*1 (P.15)} ・パワーポイント
夏休み課題	・SNSのトラブルと注意 点について調べ学習を し、特に注意してほ しいことをA3のポス ターにする。	・小学生が、初めてスマ ホをもつ際に、特に注 意してほしいことをA3 のポスターとして作成 させる。	・SNSの利便性と危険性 について理解してい る。〔知識・理解〕 ・情報を収集・整理する ことができる。〔技能〕 (ポスター)	・A3用紙
第 3 時	・「夏休みの課題」の発表をする。・夏休みの課題であるポスターの制作意図をパワーポイントにまとめる。	・クラスの発表により、 自分とは違う視点を認 識させる。	・文書作成、検索技能等、 学んだことを幅広く活 用できている。〔知識・ 理解〕(発表、発言)	・A3用紙 ・パソコン ・パワーポイント
宿題	・web上に掲載されたポスターを見て評価する。・評価をアンケートフォームに入力する。	・特によいと思った作品 を選び、評価をアン ケートフォームに入力 させる。		・パソコン、 またはスマホ ・Google フォーム

【本時の展開】

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	〔評価規準〕・(評価方法)	教材・教具
導入(5分)	・第2時、第3時に発表したSNSの危険性について、振り返る。・最近のニュースや、関連する過去のニュースを知る。	・プロジェクターを使用 して生徒に伝え、SNS の利用方法によっては、 大きなトラブルになる ことを理解させる。		・投影スクリー ン ・ プロジェク ター ・書画カメラ
展開1(15分)	・夏休みの課題で価結果の制度である。 「ないれているのでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のででで、大のででで、大のでで、大のでで	・優秀作の意というでは、、、、、さ 生イ、、れ 一夫でンせいさいた、、、、さ 生イ、、れ 一夫でンせいさいた、、、、 こ 生 イ、、れ 一夫でンせいさいた。、 こ の に か に か に か に か に か に か に か に か に か に		・パソコン ・プレゼンテー ションソフト ・第3時で入力 したパワーポ イント (第3時の説明)
展開2(2分)	・グループに分かれ、エク せルを使ったの。 ・エクセルを使うる。 ・エクセル会を使用し、一プルを使うたを がががが、にからながが、に分かれてが当い、に分かれてが当いである。 ・グセルる。 ・グセルる。	 ・グルスなどは、 ・グリカンので当ないのではないのではないのであるではできます。 ・グリカンのできますができますができますができますができますができますができますができますが	・情報を収集し、整理することができる。〔技能〕 ・問題を分析し、解決について考え、説明することができる。〔思考・判断・表現〕 (グループ活動の様子)・文書作成、検索技能等、学んだことを幅広く調・理解〕	・エクセル ・インターネット 検索 ・IME辞書機能 ・教科書 ・教材ノート

展開2(20分)	・インターネットで検索 する。	・インターネット内には、 フェイクニューが ることについてことを 学んできたてンターを 学んできたイン検察 学んし、 教材ノートるといる 説明 教材ノートるといる り、 も り、 も り、 も り、 も り、 も り、 も り、 も り、	・問題を自分事としてと らえ、周囲とコミュニ ケーションを図りなが ら粘り強く問題に取り 組んでいる。 〔関心・意欲・態度〕 (グループでの発言)	
まとめ(10分)	・SNS利用時の注意点を確認する。 ・IPA (情報処理推進機構) 「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」出品に関する説明を聞く。 ・これまでの授業に関する振返りと感想をアケートへ記入する。	・SNS利用時の注意点を 意識することで、適切 な行動に結びつくよう に認識させる。・消費者市民について、 Google フォームを使っ たアンケートに答えさせ る。		・Google フォーム

6. その他

第2時で使用したパワーポイントとグループ討論用紙 *1



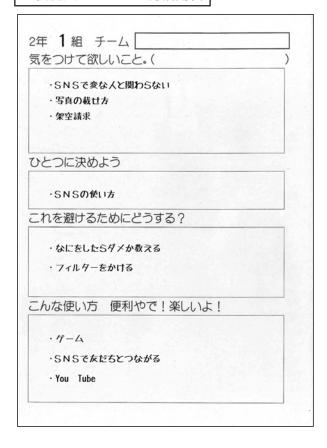
ご登録ありがとう お客様の個人情報を課金対象	
登録完了	アダルトコンテンツ契約完了 あなたのアドレス あなたのブロバイダ ************************************
現在キャンペーン実施中	
¥100,000 → ¥	
会員登録が正常に完了しました。本日より ※期限を過ぎますと通常料金 ¥ 1 0	

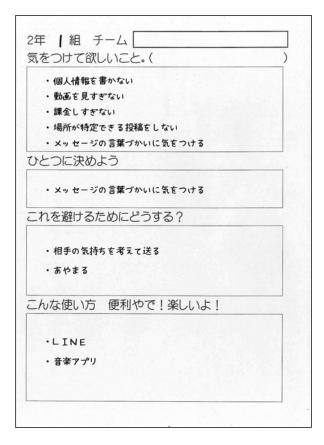
※1 グループ討論用紙

2年 組 チーム 気をつけて欲しいこと ()
ひとつに決めよう。
これを避けるためにどうする?
こんな使い方 便利やで!楽しいよ!

Cグループ討論用紙 (大阪府消費生活センターHPからダウンロードできます)

生徒記入のグループ討論用紙



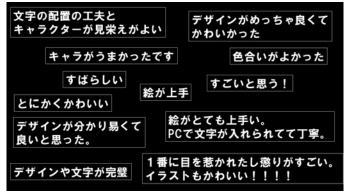


本時で使用したクイズ例 (授業の振返りとキーボード入力の練習のために出題)

- ソーシャルネットワーキングサービスを表した総称を大文字半角アルファベットで入力せよ
- 全角 140 文字以内で「つぶやく」ことで人気を博したソーシャルネットワーキングサービスを全角カタカナで入力せよ
- 消費者ホットラインの番号を半角数字で入力せよ
- 消費者ホットラインの番号の語呂合わせをひらがなで入力せよ

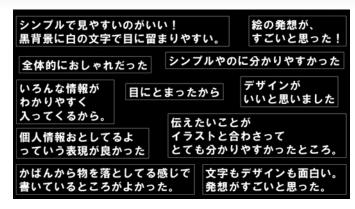
●夏休みの課題ポスターと制作意図、生徒記入の選定理由





• 個人情報の問題は、高校生の私たちにも身近だと思ったからこのポスターを作った。インターネット上はさまざまな人が見ている可能性があるので、気をつけないといけないということを伝えたい。小さい子供にも伝わるようにかわいいキャラクターを心掛けた。文字だけで伝わることが思っているのと違うことがあることを知ってほしい。





・スマホ上では知らない人とつながることができる危険がある。個人情報は私たちにとても関わることだと 思ったからこの題材を選んだ。気をつけないといつの間にか個人情報がもれているかも知れないというこ とを伝えたい。わかりやすくつたえるように工夫した。

2 生徒の様子





3 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

いつも授業で心掛けていることは生徒が関心をもてる授業を行うことである。まず授業内容に興味・関心をもたせること、そこから生徒たちのもつ想像力・創造力をひろげていくことである。

この単元を通して留意した点は、教師の意見を押し付けない、怖がらせたり驚かせたりすることだけで終わらないようにすること。その為に、「こうしなさい」、「こうですよ」ということは控え、「どう思う?」「どうしたらいい?」という問いかけをするように心がけた。

導入として行った第 1 時の「大きな事件簿」ではニュースやインターネットで見聞きした事件を取り扱うことでインパクトを与えた。より深く考えるように、感情としてどの事件が許せないのか、法律ではどの事件の罪が重いのか、その理由はなんなのかをグループで話し合うことにより関心を深めた。話し合い、関心を深めたことによって、ニュースなどで断片的にしか知らなかった事件を自分事として考え、「友達がいじめにあった」や「中学時代付き合っていた」など背景を知ることで、「同じ高校生」として、自分の周りでも起きたかもしれないと感じたという生徒が多数いた。「自分かもしれない」、「自分の友達かもしれない」、「身近で起きるかもしれない」、そう感じたことが深く考えることへの一歩となった。

自分事として考えさせたいこと、そして驚きやインパクトを与えるだけで終わらせたくないことを踏まえ、 第2時に本校で起きた些細なことを議題にした。だれにでも起き得る小さな事件簿はより身近で、だれもが体 験するかもしれないこと、そんな題材に笑いながらもヒヤリとしたという生徒が多数いた。身に覚えがある身近に潜むトラブルを考えることで、トラブルを避けるためにはどうしたらいいのかだけではなく、起きてしまった時にどうすればいいのかについて考えさせた。

SNS やアプリなどから及ぼされる危険を多く知る私たち大人の立場からみると現代の高校生は非常に危うく感じられる。トラブルが起きた際にはスマートフォンを取り上げることや、写真投稿をしなければいいという意見を多く聞く。しかし、現代の高校生にとってインターネットや SNS はもう避けては通れないものなのではないだろうか。インターネットは現代の「プロメテウスによってもたらされた火」なのかもしれない。火傷をさせないために火を焚かないことは寒さに凍えてしまうことになりかねない。だからこそどうすれば火傷をしないのか、火傷をしたらどうするのか、それを自ら考えること、更にはだれかに相談することが今もっとも必要な生きる力ではないだろうか。その為にこの単元では、自分で考えること、グループで相談することを軸に行った。

4 配付資料·教材等

- 教科書「新編 社会と情報」(東京書籍)
- 教材ノート「新編 社会と情報 資料ノート」(東京書籍)
- グループ討論用紙* 1 (P.15)
- Google フォーム

5 評価のポイント

- ①身近な問題として主体的に取り組もうとしている。
- ②取組み姿勢、発想、自身の考えを論理的にまとめられている。
- ③グループでコミュニケーションを取り合い、学んだことを幅広く活用できている。

6 学習の成果と課題

①学習の成果

インターネットやスマートフォンを活用する際の便利さと危険について考え、それを伝える工夫などができた。また、クイズに答えるために、学んだ知識を生かすことができた。

学んだこと、考えたことを他者に伝えるためには、どうすればよいかをポスターで表現することができた。 グループ討論をさせてみて、小・中・高と学んできたこと、今までに経験的に知ったことが、意見としてよく反映されていると感じた。

SNS の投稿による個人情報の流出や個人間でのトラブルに着目した生徒が多かったが、個人情報でトラブルにあった生徒はごく少数であり、ほとんどは未体験で他人事の様子であった。しかし「自分の子どもに初めてスマホをもたせたら」と想定することで、「家を知られることや学校を知られることは心配」と気づかせることができた。

「自分の子どもにスマホをもたせるのは何歳?」という質問では「中学生から」と答えた生徒が多かった。「小学校高学年から」が次いで多く、「高校生から」と答えた生徒と「小学校低学年から」と答えた生徒が同じくらいの割合であったが、理由などについて話し合わせると、「低学年は実際には不要だ」と考える生徒が多くなった。中学生になると部活動の連絡等は LINE で送られてくることもあり、「遊び以外の側面で必要になる」という意見が多く見受けられた。

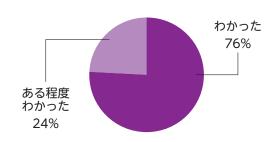
便利な機能としてあげられたのは、インスタグラムなどの SNS やカメラアプリの他に、「勉強に使用している」という意見や電子書籍、電卓機能、地図機能や運動を補助するアプリなどの使用もあげられた。話し合うことで、いつ頃から、どんなときに必要かといったことを明確にすることができた。

2課題

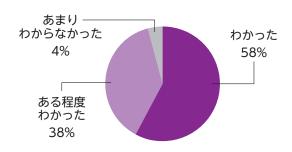
インターネットの進展は日進月歩、移り変わりが早い。しかし生徒はそのスピードに違和感を覚えることなく、対応している。もっと生徒の現状を丁寧に聞き取る時間を取り、さらにはそれをまとめたものをフィードバックしていきたい。

7 アンケート回答、生徒から出た意見や反応など(回答数 50 人)

●消費者市民社会を作るために どのような行動をとるべきか わかりましたか。



●消費者トラブルに巻き込まれずに、 安全・安心な消費生活を送る方法が わかりましたか。



■ 本教材を活用した授業を終えて (活用してよかった点、生徒の様子など)

従来の SNS について考えるという取組みに加え、今年初めて、生徒が「教える立場」、「人を育てる立場」 に立つような取組みを加えた。

新しい取組みとコロナ禍での変則的な授業の中、授業計画を立てるうえで苦労したが、生徒たちはポスター制作や自分たちの意見をまとめることなど楽しみながら非常に前向きに授業に取り組んでくれた。

この単元で、自分たちのことだけについて考える(自己を中心に置く)のではなく、あえて教える立場に立ち意見を出し合う場面を通して、これまでに学んできたことが生徒の中にしっかりと蓄積していたことを痛感した。さらに、そこに自分たちが経験や見聞きしたことを加えた豊かな発想の発信が見られた。

享受するだけでない彼ら彼女ら自身の発信力の素晴らしさを知ることができ、また生徒自身の前向きさや考える力を再確認することができた。授業の感想も非常に前向きな意見が多く、家庭に持ち帰り家で授業内容を話してくれている生徒もいたことは嬉しかった。私自身も生徒たちから新しい情報、新しいアプリ、柔軟な発想など多くのことを受け取った。今後、本校だけに留まらず家庭、地域と考える輪を広げていきたい。まず交流校や地域の小学校などで生徒の作品を活用していただけたらと考えている。来年以降もさらに深め続けていきたい単元である。

消費生活センターよりひとこと

情報科で初めて消費者教育教材を活用したモデル授業に取り組んでいただきました。ほとんどの高校生が SNS をコミュニケーションツールとして利用している現状において、生徒は本題材を身近に感じ興味をもって 消費者問題に関する知識の習得及び文書作成や検索機能等の技能を身に付けることができました。また、授業を LAN 教室で実施したことで、言葉と視覚で効果的に伝えることができることやクイズやアンケートへの回答を瞬時に集計して分析し、それを授業に活かし展開するといった情報科の特徴を活かした授業を行っていた だきました。

消費者ホットライン「188(いやや!)」をクイズの解答の正解として取り上げてもらったことで、生徒に楽しく学んでもらいながら周知することができました。

金融経済教育(近畿財務局)と消費者教育(大阪府消費生活センター)のコラボレーション授業

■ モデル的授業実施計画

1. オンライン会議ツールを活用した授業について

金融庁・近畿財務局における高校生向けの金融経済教育と大阪府消費生活センターの消費者教育を関連付けて、将来の生活設計を考える機会を提案することを目標として、関西学院千里国際高等部、近畿財務局及び大阪府消費生活センターがコラボレーションした授業を計画中に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令された。そこで、オンライン会議ツール「Google Meet」を活用し、1学年において「資産形成と生活設計」、「契約と消費者トラブル」、「キャッシュレス決済の特徴」及び「成年年齢引下げと消費者トラブル」を学ぶオンライン授業を実施した。関西学院千里国際高等部がホスト(開催者)となり、近畿財務局のパソコンから授業を実施し、生徒は自宅から参加した。前半を近畿財務局が後半は大阪府消費生活センターが担当し、金融・契約に関わる消費者トラブル事例の注意喚起をした。

新学習指導要領では、小学校は「売買契約の基礎」について触れたうえで「物や金銭の使い方と買い物」、中学校は「購入方法や支払い方法の特徴」に加え、「計画的な金銭管理」が新設された。それを高等学校の学習に発展させ、確実に定着できるようにすることをめざしている。令和4(2022)年4月1日に改正民法が施行されると18、19歳の若者が成人として社会生活を営み、金銭管理を適切に行うことが求められる。

必要とされる能力を総合的に身に付けるため、近畿財務局がワークショップ(資産形成体験ゲーム)を取り入れて資産形成と生活設計とキャッシュレス決済について、大阪府消費生活センターは、消費者教育教材「社会への扉」(消費者庁作成)及び『めざそう!消費者市民』を活用し、契約、若者によくある消費者トラブル、未成年者契約の取消し及び消費者市民としての行動についての授業を担当した。

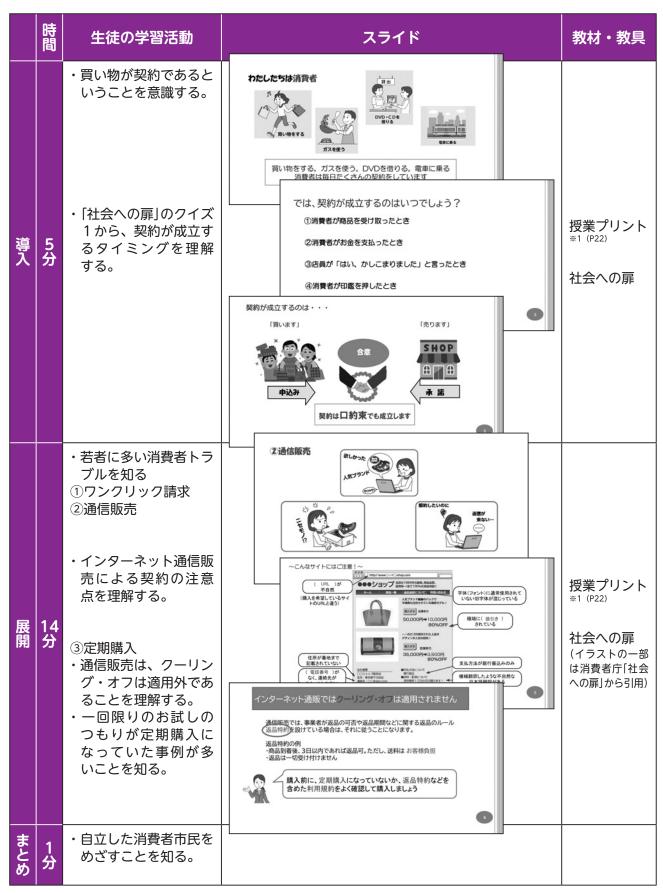
2. **コラボレーション授業の構成** ※1 単位時間は45分×3時間

テーマ		金融の仕組みと消費者トラブルを知り、消費者市民としての行動を学ぶ		
	1	近畿財務局	資産形成と生活設計	
			○金融と資産形成・金融機関の役割 ・直接金融と間接金融 ・利子と金利・金融商品の種類 ・リスクとリターン	
2時間月	(前半)	近畿財務局	○グループワーク「資産形成体験ゲーム」 ・グループワークの振返り	
	(後半)	大阪府消費生活センター	契約と消費者トラブル	
	半		○契約について ○若者によくある消費者トラブル	
	(半計)	近畿財務局	キャッシュレス決済	
3時間目			○キャッシュレス決済の特徴・お金の機能とキャッシュレスの定義・主なキャッシュレスの決済手段と方法・メリットとデメリット	
	(後半)	後半 大阪府消費生活センター	成年年齢引下げと消費者トラブル	
			○成年年齢引下げ○未成年者契約の取消し○消費者トラブルと対処法○消費者市民社会	

3. 大阪府消費生活センター授業の展開1

2時間目(後半) 「契約と若者によくある消費者トラブル」の展開について

目標:契約の成立のタイミングとインターネットトラブルを回避する方法を理解する



※1 授業プリント

【契約と若者によくある消費者トラブル】 組 番					
	つけてくださ	·····			
①消費者が商品を受け取ったとき	()				
②消費者がお金を支払ったとき	()				
③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき	()				
④消費者が印鑑を押したとき	()				
6月月日が中華を持したこと	()				
2. インターネット通販の申込み画面で気をつけることを記入して	てください。				
~こんなサイトには御注意!~	•				
http://wwwo△×□-shop.com					
●●●ショップ 当店は1999年の創業。商品品質。 信用第一全て100%正規品保証!!					
① () が不自然		/ト) に通常使用されて *が混じっている) されている			
△△のロゴが剣印された上品な デザインが人気の附布!	支払方法が領	段行振込みのみ			
③ () がなく 連絡先がEメールしかない 会社概要 ○○ショップ販売店 住所:東京窓干代田区 連絡先:○○@abc.com 図を持い記述について 送料・配送について 送料無料!三日か五日届けます!	機械翻訳した 不自然な日本	たような 本語表現がある			
消費者庁「社会への扉」より					
3. インターネット通販で、クーリング・オフできる? ○か×で角	解答してくだ	さい。			
	()			
4. 通信販売では、事業者が返品の可否や返品期間に関するルール	· ()			
を設けている場合は、それに従うことになります。					
(例) ・商品到着後、3日以内であれば返品可。ただし、送料は ・返品は一切受け付けません など	はお客さま負担				

D 授業プリント【契約と若者によくある消費者トラブル】 (大阪府消費生活センターHPからダウンロードできます)

<解答>

問1 ③ 問2 ① URL ②値引き ③電話番号

問3 × 問4 返品特約

4. 大阪府消費生活センター授業の展開2

|3時間目(後半)| 「成年年齢引下げと消費者市民社会」の展開について

目標:成年になったらできることと一人の消費行動が社会に与える影響を理解する

	時間	生徒の学習活動	スライド	教材・教具
導入	5分	・成年になったらできる ことを理解する。	●成年になったら単独でできること● 風歌の顔品を開入することができる ① クレジットカード をつくることができる 旅行の契約を することができる 総元ができる ※組むことができる	授業プリント **2 (P24)
	5分	「社会への扉」のクイズ 3から、安易に稼げる ものではないことを 理解する。未成年者契約の取消し	未成年者契約の取消し	社会への扉
展開	17 分	 「社会への扉」のクイズ 9から、投資について 考察する。 ・若者に多い消費者トラ ブル事例(ロールプレ イングシナリオ)を読 んで、トラブルの原因 と防止策を理解する。 	「必ずもうかる投資ってある?」 ①「必ずもうかる投資」はない ②マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる ③専門家なら必ずもうかる投資を知っている 消費者庁(社会への原」より 投資とは すず え、マジ? 誰でも簡単にできそうやし、これ、 やってみよかな・・・。いやいや、うまい話には裏 があるっていうから気をつけんと・・・。 4. どうすればトラブルにならなかったかな? キャンセルの条件など知らされていないデメリットはないが 契約前に調べる 第単に稼げる仕事はないこと、「限定」などの広告に惑わされない	社会への扉
まとめ	3分	・一人ひとりの消費行動が社会に影響を与えることを知る。	5. もしも消費者トラブルにあってしまったら、 (④) 市消費生活相談窓口または 消費者ホットライン(⑤ 188) あなたの行動が社会に影響を与える! 法律改正 法律改正	

※2 授業プリント

【成年年齢引下げと消費者トラブル】

組番

1. 成年年齢とは、完全な行為能力を有し、<u>自らの判断(本人の意思)で、単独で有効な契約を結ぶことなどができる年齢</u>を言います。

2022 年 4 月から 18 歳または 19 歳で成年(成人)になります。

下の絵の空欄に当てはまる言葉を入れよう。

●成年になったら単独でできること●



語群

ローン

クレジットカード

家を借りる(買う)

<未成年者契約の取消しの効果>

未成年者が商品等を購入する契約をした場合、その契約が取り消されると、未成年者が代金を支払う義務はなくなり、すでに支払った金銭がある場合は返金を請求できます。送品等を受け取っている場合は現状のまま返品します。

<未成年者契約の取消しができない場合>

- ・法定代理人の同意を得て行った契約
- ・未成年者が契約の際に「成年である」「法定代理人の同意を得ている」とうそをついた 場合
- ・こづかいや仕送りなどの範囲内で行った契約
- ・営業をしている未成年者が、その営業に関して行った契約

E 授業プリント【成年年齢引下げと消費者トラブル】 (大阪府消費生活センターHPからダウンロードできます)

<解答>

①クレジットカード ②家を借りる(買う) ③ローン

2 授業の様子



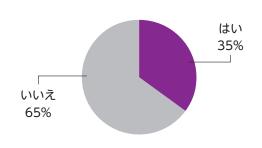


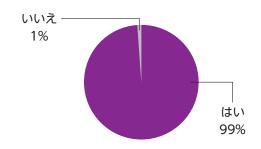


3 アンケート結果 (Q1~Q5の回答数 69人、Q6~Q10の回答数 13人)

Q1. これまで、買い物が契約だと意識していましたか

Q2. 契約を成立するタイミングがわかりましたか

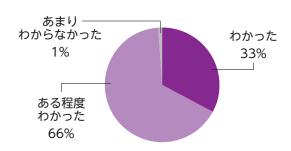




Q3. 通信販売では、クーリング・オフができないと わかりましたか

いいえ 3% はい 97%

Q4. 通信販売で、消費者トラブルに巻き込まれずに、 安全・安心な生活をおくる方法がわかりましたか



Q5. 授業を受けて印象に残ったことなど自由に入力してください

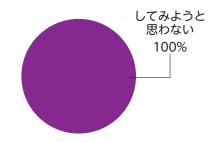
- 小さな事で大きなトラブルにつながることがこの世にはたくさんあることがわかって、ちゃんと知ることができてよかったなと思いました。
- 契約は両者が合意して初めて成立すると言うことは初めて知りました。印象に残っています。
- 普段何気なくしている行為が契約しているのだと初めて知って、面白かったです。
- 口約束でも契約は成立すること。
- 契約は簡単だけど、奥深いんだなって思いました。何事も慎重に「これ大丈夫かな?」と確かめてから契約をしようと思います。
- 最近ネットでいろんなものを買う機会が増えてきていたので、これからはきちんと詳細を読んで購入したいと思いました。
- お話を聞いていて、自分がネット通販の危険性について軽視していたところがあるなと感じました。
- アプリなどの利用規約をすべて読むべきだということを知らなかったので、あまり読んでいませんでしたが大きなリスクがあることを知ったので今度からは全部しっかり読むつもりです。

- インターネットを使って買い物をするときに注意するべき点、注目するべき点がとても助けになると思います。
- ネットでの定期販売みたいなのに引っかかったことがあるので非常に勉強になった。もうならないためにも、しっかり聞いて理解できたのでよかったです。
- 未成年のうちは契約をする機会というのは少ないが、詐欺などにあった場合、自力で乗り切れるようになりたい。
- 通信販売についてよくわかりました。今までわからないことがはっきりわかるようになったと思います。 これから、このような授業が増えてほしいと思いました。
- 契約が成立するタイミングがあまりわかっていなかったので知れてよかったです。ネットで買い物することが多かったりするので、通信販売の問題に巻き込まれないように今回の授業を活用していきたいと思います。
- 社会に出て、トラブルに巻き込まれないか少し心配です。
- 大人になるために勉強以外に社会に出ていけるような知識が必要と思いました。

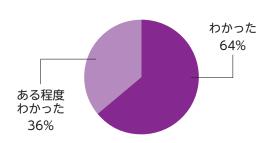
Q6. 未成年者契約の取消しについてわかりましたか

わかった 79% ある程度 わかった 21%

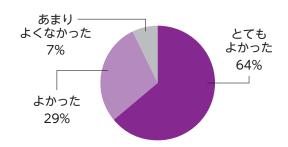
Q7. 「かならずもうかる」と書かれたアルバイトや 投資を今後、してみようと思いますか



Q8. 消費者トラブルにあった場合、「消費者市民社会」 の一員として、どのような行動をとるべきかわかり ましたか



Q9. 今回のような学校の先生以外のひとからの授業はいかがでしたか



Q10. 授業を受けて印象に残ったことなど自由に入力してください

- 成人年齢が下がるといろいろと大変だと知った。
- アルバイトなどをする時に必ず儲かるなどの広告など時給などが高すぎるものに惑わされてはいけないということが印象に残りました。
- 未成年のうちはまだやり直しがきくけど成人したらそんなこともないのでちゃんと気をつけようと思いました。
- 僕はこの授業を見て詐欺に引っかかりやすいかもと思ったので気をつけようと思いました。
- 実際専門の方々が来てくださり、お話ししてくれたことに驚きました。ありがとうございました!
- 18 歳で成人になるのは少し不安だけど自分で自由に契約できるのは楽しみだからこういったことに気をつけて消費活動を楽しみたいと思った。

4 金融経済教育と消費者教育のコラボレーション授業を終えて

1. 関西学院千里国際高等部

消費者教育は、知識を一方的に与えることではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上をめざして行われるべきものである。今回次の高等学校学習指導要領の「公民科公共」を見据えた授業を実施することができた。知識として学んだことを、オンライン上でのアクティブ・ラーニング型授業で実践的な能力(生きる力)を育むことができた。今回のように様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供することが必要であると考える。今後とも国・地方、行政・民間、消費者、事業者などの幅広い主体の方と連携を図り、効果的・実践的に消費者教育を進めていきたいと考える。

2. 近畿財務局

金融庁・財務局における高校生向けの金融経済教育としては、消費者教育とのコラボレーションも、オンラインで実施することも全国で初めてであったことから、金融庁及び全国の財務局・財務事務所などからの見学を受け入れるなど、全国的に注目を集めた取組みであった。

今回の取組みを通して、双方向の授業を行うための丁寧な問いかけや、オンライン向けに授業内容のポイントを絞る工夫の必要性など、グループワークの実施も含めたオンライン授業にかかる知見を得たとともに、コロナ禍においても学びを諦めなくてすむオンライン環境の有益さを実感した。

金融リテラシーの向上と消費者教育は併せて行うことで多面的な伝え方ができ、生徒の理解を深めることができる好事例であり、今回の取組みを第一歩として、今後も連携を進めていきたいと考える。

3. 大阪府消費生活センター

今回のコラボレーション授業では、近畿財務局が資産形成と生活設計を担当し、専門的な内容をわかりやすく伝え、その内容をもとに、大阪府消費生活センターが、安全・安心な消費生活の実現に向け、生徒が消費者として自立し自ら考え行動するための知識を伝えた。金融経済教育と消費者教育を異なる立場から総合的に学ぶ場を提供することができたと考える。

授業はパワーポイントのスライドを中心に進めたが、原稿を読むだけでは伝わりにくいと考え、アニメーションを多用したり、パソコンのカメラを意識しながら、生徒に話しかけたり、対面時より話すスピードを少し早めにしたりして、生徒を飽きさせない工夫をした。授業プリントも、生徒の思考力・判断力の育成を意識して、生徒が理解しやすいようなイラストを多用し、習得した知識を確認することができるようアレンジした。

また、パワーポイント使用時は、画面上で生徒の様子を確認することができないため、授業内容のポイントを繰り返し伝えた。今後は、生徒の反応や理解度の確認に、チャット機能を有効に活用したい。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しオンライン授業を実施したが、通常の対面授業と同じようにグループワークや双方向の授業をすることができた。また、工夫次第では web 検索等の機能を活用して、より実践的にアクティブ・ラーニングを行える授業を展開できると感じた。

今後もこのような機会を活用し、国機関等と連携したモデル的なオンライン授業を実施していきたい。



モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシートの 目的・使い方

目的

「モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシート」(以下、本教材)は、前年度及び今年度に実施したモデル授業「教材 の SNS」をもとに作成した消費者教育教材です。大阪府消費生活センターが作成した『めざそう!消費者市民』と消費者庁が作成した「社会への扉」を併用し、1時間授業で SNS に関する内容やトラブルにあったときの対処法について学習できるよう工夫しています。

新学習指導要領では、小学校は文字入力など基本的な操作を習得するためコンピュータで文字を入力する、またプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施するとされています。中学校では、技術・家庭科(技術分野)においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実させるため「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶとされています。高等学校においては、情報科において共通必履修科目「情報 I 」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学習するとされています。なお、本教材では、SNSのメリット・デメリットやトラブル事例を知り、SNSの特性を理解させ、情報リテラシーを身に付けることを目的としています。なお、新学習指導要領は小学校では令和 2 (2020) 年度、中学校では令和 3 (2021) 年度から全面実施され、高等学校は令和 4 (2022) 年度から学年進行で実施されます。

本教材は、①指導ガイド、②教材、③ワークシートで構成しています。指導ガイドは、授業の概要、指導目標、指導計画及び 1 時間授業の展開を掲載しています。教材は SNS に関する内容について理解を深めるとともに、SNS のトラブル事例を掲載し、生徒に配付する啓発資料としても使用していただけます。ワークシートは、表面は生徒配付用、裏面は指導上の留意点やワークシートの解答と解答例を掲載しています。また、アクティブ・ラーニング型の授業を取り入れていただくため、簡単に解答できるような設問を設定し、時間配分を考慮しています。シンプルな構成なので、部分的に家庭学習にするなどさまざまなアレンジができ、朝のホームルームや終礼時などでも活用していただきやすくなっています。

本書に出てくるマーク



参考………ワークに必要な資料を掲載しています。



知っとこ!事例 ………ワークに関連した事例を掲載しています。



ひとことアドバイス ---------被害事例などにおける注意点や被害にあわないためのポイントなどを掲載しています。



4. 情報とメディア ~情報リテラシー~

概要

インターネットの使用は生活に不可欠なものとなっており、生徒もメールやSNSなどインターネットを利用して連絡を取り合うことが多くなっている。こうした生活環境の中でネットトラブルも多様化・複雑化し、被害も増加している。このような状況から、フェイクニュースを見分け、情報リテラシーを身に付けておくことが不可欠である。

指 導 目

- ・情報を読み解く力を身に付けさせる。
- ・インターネットへのアクセスによる被害にあわないよう、その危険性を理解させるとともに、インターネットを安全に利用できるように注意点を理解させる。
- ・フェイクニュースを見分ける注意点を身に付けさせる。

指導計画

[導 入] インターネットをどのようなことに利用しているか事例を出しあう。

[展 開]【SNS】事例を見て問題点や注意点などを考え、ポイントとなる言葉や制度などを理解する。

[まとめ] インターネットを利用するうえでの注意点と情報をうのみにせずに検証する必要性、また、インターネットを利用することで被害者にも加害者にもなる可能性があることを理解する。さらには消費者市民として、自分だけではなく周囲の人の被害の未然防止・拡大防止のための行動をとることが重要であることを確認する。

	時間	学習内容・活動	指導上の留意点		
導入	10 分	・インターネットをどのようなことに利用しているか、自身の利用状況を発表する。・思いつくトラブル事例を発表する。	・発表に対して批判をしない。・トラブルだけでなく、楽しいところ、便利なところなどメリットも発表させる。・実際にトラブルにあったことがないか、生徒の被害状況を知る。		
展開	35 分	 ・普段SNSをどのように利用しているか事例を出す。 ・SNSを利用するときに、意識している点など、意見交換する。 ・検索機能を使ってSNSについて調べる。 ・SNSで気をつけるべき点を調べ、まとめる。 	・生徒のSNS利用状況を把握する。 ・SNSでのトラブルを見聞きした生徒がいれば事例を出させ、感じたことを書き発表させる。その事例が自分だけでなく周囲の人や将来にどのような影響があるかも考えさせ、進学や就職、結婚など将来に影響を及ぼす可能性を指摘する。 ・インターネットは便利だが、書いてあることがすべて正しい情報ではないことを認識させる。 ・各事例のようなトラブルにあわないための注意点を考えさせる。		
まとめ	5 分	・インターネット情報の内容の真偽を確かめる 大切さを確認する。・ネットの利用において、被害者にも加害者に もなる可能性があることを認識するとともに、 セキュリティの強化によって、トラブルのリ スクを下げることができることも認識する。	・インターネット上に投稿されたものを完全に 削除することはできないので、将来に影響を 及ぼす可能性があることや、個人にマスメディ アのような影響を与えることもあるSNSを利 用することで、気づかないうちに人を傷つけ る可能性があることを認識させる。また、ネットを利用する際には、ネチケット*を守ること でトラブルを回避できることも認識させる。 *ネットワークとエチケットを組み合わせた造語でネットマナーのこと		

教材® SNSA

SNS

SNS とは Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、登録された 利用者同士が交流できる web サイトのサービスのことです。

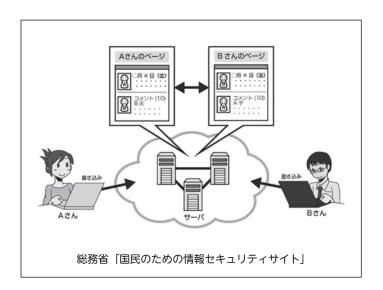
SNS に登録するために必要

●アカウント

ネットワークに接続(ログイン)するための権利。 他の人が使えないよう、パスワードを設定する。

ID

アカウントを取得するために必要な、個人と個人情報を結びつけるための番号。アカウント名のことを ID と呼ぶことも多い。



参考 安心・安全にインターネットを使うために気をつけたいこと

1. セキュリティ対策をしよう

- OS やソフトウェアは常に最新の状態にしよう。 古いままだと、セキュリティに弱点がある状態になり危険です。
- ウイルス対策をしよう。
- パスワードは、大文字小文字や記号を組み合わせて、長めで複雑に設定し、複数のサービスで使いまわさないようにしよう。
- 2. フェイクニュース(インターネット上に発信・拡散される不確かな情報)に惑わされないよう、 信頼できる情報かどうか、見極めよう

3. 悪質アプリに注意しよう

• アプリは公式マーケットから入手しよう。

4. 困ったときの相談先

• 消費生活センター

局番なし ☎188 (いやや)

• 大阪府内市町村の消費生活相談窓口

http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/madoguchi/shi.html

• インターネット・ホットラインセンター

http://www.internethotline.jp/

• 大阪府警察 サイバー犯罪に関する情報提供・相談窓口

https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/saiba/cyber_soudan/index.html

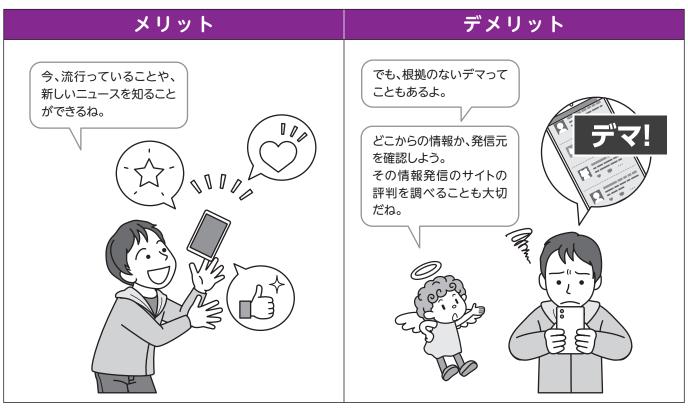
• 違法・有害情報相談センター

https://www.ihaho.jp/

・迷惑メール相談センター (一般財団法人日本データ通信協会)

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/soudan_009.html

1. SNSのメリット・デメリット





教材® SNS®



📗 SNSをきっかけとしたトラブル

事例1 アポイントメントセールス









- ・SNS や電子メール・電話などで、販売目的を隠して呼び出し、商品などを売る商法を「アポイントメントセールス」といい
- ・SNS に[友だちになってください]とメッセージが届き、趣味の話などで盛り上がり[一度会いましょう]と呼び出されて 会ってみると、商品を買わされるといった手口です。これは、SNS を多用する若者に多いトラブルです。
- ·SNS 上の相手が本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。
- ・若者に多い SNS をきっかけとしたトラブルでは、他にも・・・

〈モデルのオーデション開催〉

受けてみると「合格したので、うちの芸能事務所と契約して」と言われ、契約した。仕事に必要と言われ、高額なレッスン を受けさせられたが、未だに仕事はない。

〈無料の占いサイト〉

「あなたはものすごく金運がある」などと言われ、気分がよかった。無料期間が終わりそうになると、「もう少しでもっと 運が開け、夢が叶う」などと言って有料期間まで引き延ばされ、高額なポイントを買い続けることになってしまった。

・SNS を安全に利用するために、SNS のリスクを認識しましょう。

アポイントメントセールスは



③契約してから8日間であれば、 クーリング・オフできる。



● 「契約は守らなければならない」 のが原則だ が、消費者トラブルになりやすい取引につ いては、契約をやめることができる特別な 制度としてクーリング・オフがある(特定 商取引法)。
▼理由は関係ない



- ●クーリング・オフをすると、消費者は受け 取った商品を事業者に返品し、支払った 代金は全額返金される。
- ●詳しくは 国民生活センター クーリング・オフ

消費者庁「社会への扉」より

プラスα(

クーリング・オフができない場合、 契約はやめられる?

- ◎事実と違う説明をされた。
- ◎メリットだけ説明され、デメリットを説明されなかった。
- ◎「帰って」と言っても営業マンに居座られて勧誘された。
- ◎ 「帰りたい」と言っても店から帰らせてくれず勧誘された。
- ➡こんな状況で契約した場合、消費者契約法によって 契約を取り消すことができる。

消費者庁「社会への扉」より

事例2 なりすまし









- ・うっかり自分のアカウントを他人に知られてしまったり、他人があなたの名前でアカウントを作ったりすることで、なりすましの被害にあうことがあります。芸能人などの有名人やそのマネージャーになりすましているアカウントからメッセージが届くこともあります。
- ⇒なりすましにあってしまったら
 - ①アカウントを特定する。 ②特定ができたら、運営者に通報する。
 - ③アカウントが偽ものであったり、自分がなりすまし被害にあったことをコメント(公表)する。
- ・なりすましは名誉毀損やプライバシー侵害などの罪に問われ逮捕に至るケースもあります。

事例3 個人情報流出









- ・写真に記録される位置情報 (GPS) は、撮影場所を思い出せない場合や撮影場所で写真を分類したい場合などにとても便利です。しかし、そんな情報を残したままの写真を SNS にアップすると、位置情報の解析ソフトなどで、簡単に場所が特定されます。主要な SNS は、位置情報が自動で削除されるようになっていますが、すべての SNS が対応しているわけではありません。
- ・位置情報がなくても、最近のカメラは非常に解像度が高く、投稿した写真に写りこんだ店舗や看板から住んでいる家や 通っている学校がわかってしまうことがあります。あなただけでなく、いっしょに写真を撮った友だちが危険な目にあう 可能性もあります。

事例4 フェイクニュース









- ・インターネットは便利です。検索機能を使えば、知りたいことが調べられます。しかし、すべてが真実とは限りません。誰が書いたものかわからない記事は、信用できるものかどうかがわかりません。公共機関や大手メディア、公式サイトなど、信頼できるところで情報を集めることが大切です。
- ・必要な情報を収集・分析し、活用する能力を「情報リテラシー」といいます。



- ・フェイクニュースを投稿したり、不適切な写真や動画を拡散したりすること、また、不祥事を起こした人について、たとえ 正義感にかられてでも悪口を書き込むことは、「そもそもやってはいけないこと」です。不適切な投稿を探して拡散することを楽しむ人もいます。匿名だから、非公開だからといっても、技術的に情報の発信者を特定することはでき、罪に問われるかもしれません。
- ・一度インターネットに掲載されてしまった情報を消すことはできません。就職や結婚にも影響があるかもしれません。投稿 する前に、もう一度内容を見直してから送信しましょう。将来の自分を苦しめることのないようにしましょう。



- ① 文章を読んで、正しいものには○を、間違っているものには×をつけよう。
 - a. インターネットに接続して検索をしたかったので、友だちのスマホを勝手に使った。

()

b. ID やパスワードは、できるだけ覚えやすい誕生日などに設定し使い回しするのがよい。

()

c.お得な情報が手に入るので、位置情報サービスは常にONにしておくのがよい。

(

- d. すべての情報は発信する人の自己責任で自由に行われているが、必ずしも事実が表現されているとは限らない。 ()
- e.インターネット上には「まちがった情報」、「偏った情報」、「古い情報」などがあるので、すぐに信じるのではなく、確認し利用する能力が必要だ。 ()
- f. 一度ネット上に掲載された情報は、コピーされる可能性があるので、完全に削除することはできないと考えるのがよい。 ()
- g.スマホやアプリはセキュリティ対策のために、初期設定のままで、アップデートや設定変更する必要はない。 ()
- ② J男が、K子、L子、M夫と撮った写真を SNS にアップした。数日後、J男、K子、L子、M夫に、不審なメールが届いたり、見知らぬ人に後をつけられたりした。この投稿写真のどこがいけなかったのか、考えて、例にならって書き出してみよう。



書き出してみよう

例:ハッシュタグで、化学部であることが わかる。



~SNS~

指導上の留意点

スマートフォン(スマホ)が急速に普及し、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)は、生徒間のコミュニケーションツールとして、なくてはならないものになっている。動画や写真、スタンプなどをやりとりできる便利な機能がある反面、「いじめ」や「犯罪」に巻き込まれるなど、トラブルの発生が報告されており、利用に対してマイナスのイメージでとらえる場面が非常に多い。しかし、SNS の利便性は非常に高く、これからの社会生活で切り離すことは難しい。さまざまなトラブルについての具体例を知り、SNS の特性を理解させ、安全で安心な使い方を身に着けさせる。

各問についてのポイントと解答例

1 インターネットを利用する際のアカウントや ID は個人情報と結びついており、パスワードなどで守られている。 ID、パスワードを人に知られてしまうと個人情報が漏れたり、なりすましにあったりといった被害にあうこともある。

また親しくても、友だちの悪口を書き込む、違法行為の画像や動画を投稿する、うその情報を流すなどの行為は、いじめの原因になったり、いわゆる「炎上」を招いたりといったことにもなりかねない。

教材**⑩**-⑥と®から SNS の注意点を理解させ、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための 知識や技能(情報リテラシー)を身につける必要がある。

解答 a. × b. × c. × d. O e. O f. O g. ×

2 SNS上に個人情報を掲載することを「リスクのある行為」と認識はしていても、自分の写真や動画、友だちの写真を投稿している生徒は多い。教材**0**-®を参考に、個人情報が流出するきっかけと、それによる危険について認識させる。

解答例

- ・名札をつけていることから、それぞれの顔と名前がわかる。
- ・黒板に書かれた文字で、学校は●▲市にあることがわかる。
- ・黒板に書かれた文字で、学年とクラスがわかる。

学校名と市町村名から、住んでいる場所が特定できる。学年、クラスだけでなく、クラブ活動をしていることで、授業が終わってからの帰宅時間の見当もつけやすい。J男のアカウントから他のSNSへの投稿を検索し、フォロワーの中から、他の生徒の投稿を探すこともできる。SNSの投稿内容次第で、家族構成や生活スタイルもわかってしまうかもしれない。特定されることで、ストーカー被害や、生活スタイルから家族の不在時間を狙った空き巣被害にあうことも考えられる。

また、いっしょに写った一人は、この写真が気に入らず、勝手に投稿されたことに腹をたて、けんかになってしまうかもしれない。

これらのことから、どういった危険や問題があるか意見を出させ、自身のSNSへの投稿について考えさせる。



消費者教育推進大使 もずやん



高校生向け消費者教育教材

~授業ですぐ使えるワークシート付き~

モデル授業実践事例集

制作発行 大阪府府民文化部消費生活センター【令和3(2021)年2月】

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階

電話06(6612)7500 FAX06(6612)0090

監 修 大阪教育大学教授 鈴木 真由子

制作委託 (公財)関西消費者協会

無断転載を禁じます



大阪府では、SDGsの推進を 図り、SDGs先進都市をめざし ています。

本事業は、SDGsに掲げる17 のゴールのうち、「12つくる責任つかう責任」のゴール違成 に寄与するものです。

